

豊島区 景観形成ガイドライン

屋外広告物編

池袋駅東口周辺景観形成特別地区

池袋駅西口周辺景観形成特別地区

追録編

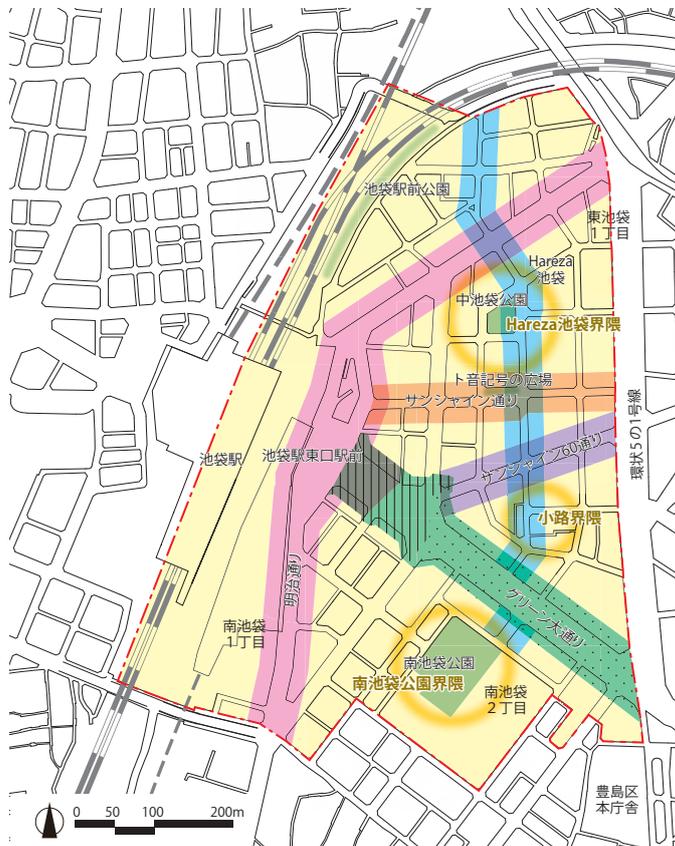


② 池袋駅東口周辺景観形成特別地区

- ・池袋駅東口周辺景観形成特別地区は、池袋駅東口駅前から環状5の1号線までの区域を基本とし、これらの区域の中に5つの沿道エリアと3つの拠点ゾーンを設定します。
- ・景観形成特別地区の全域に池袋駅東口周辺（共通）の景観形成基準を適用します。
- ・これらに加えて、グリーン大通り、明治通り、池袋駅東口駅前広場、サンシャイン60通り、サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地は、それぞれ沿道エリアの景観形成基準を適用します。
- ・さらに、中池袋公園、南池袋公園（※）の周辺道路に面する敷地、及び美久仁小路・栄町通りに面する敷地においては、それぞれ拠点ゾーンの景観形成基準を適用します。

※ 南池袋公園界限は、南池袋公園の存する街区（南池袋二丁目20,21番街区）及び公園の周辺道路（特別区道42-100、42-120の一部）に面する敷地とします。

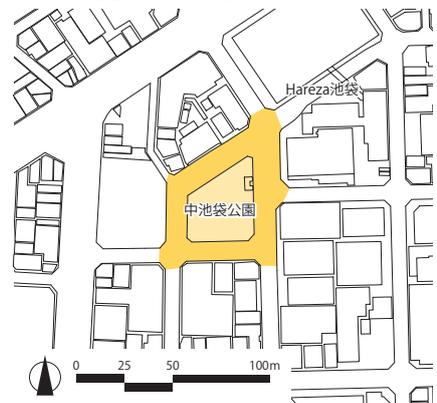
■区域図



南池袋公園界限 詳細図

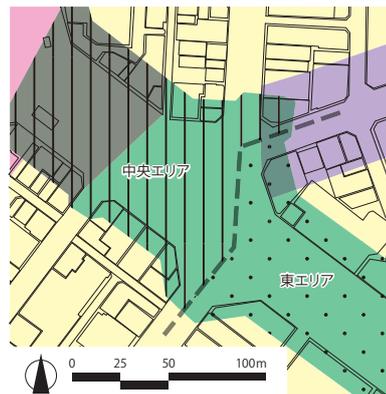


Hareza池袋界限 詳細図

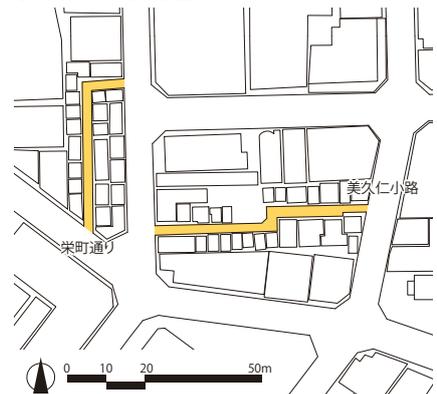


凡例	
池袋駅東口周辺 景観形成特別地区	
沿道 エリア	グリーン大通り
	東エリア
	中央エリア
	明治通り・ 池袋駅東口駅前
	サンシャイン60通り
	サンシャイン通り
南北区道	
拠点 ゾーン	新たにぎわいの拠点 南池袋公園界限 Hareza池袋界限 個性ある界限 小路界限

グリーン大通り五差路交差点 詳細図



小路界限 詳細図



地区の考え方

- 屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとします。
- 建築物の壁面を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図ります。
- 屋外広告物に類似した窓面の内側からの掲出についても、建築物全体の色彩・意匠及び周囲の街並みとの調和に配慮します。

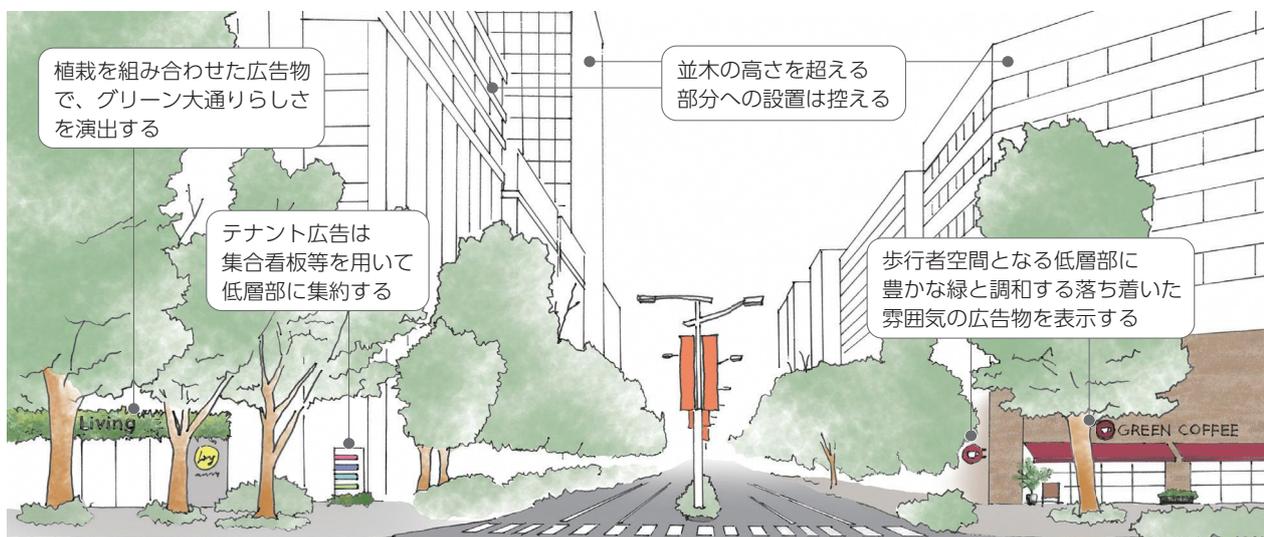
豊島区景観計画に基づく屋外広告物の表示等の配慮事項

豊島区景観計画では、池袋駅東口周辺景観形成特別地区の区域内のエリア・ゾーンの特性に応じて、以下の事項に配慮するものとしています。

〈表示等の配慮事項〉

沿道 エリア	グリーン 大通り	東エリア	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板の掲出を控える。 ○並木の高さを超える部分への突出広告、壁面広告の掲出を控える。
		中央エリア	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○並木の高さを超える部分への突出広告、壁面広告の掲出を控える。
	明治通り・ 池袋駅東口駅前		○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。
	サンシャイン 60 通り サンシャイン通り		○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。
	南北区道		○屋外広告物は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。
池袋駅東口周辺 (共通)			○屋外広告物を設置する場合は、南池袋公園を中心とするみどり豊かな景観を活かす意匠となるよう工夫する。 ○南池袋公園からの眺望に影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、壁面広告、突出広告の掲出を控える。
拠点 ゾーン	新たな 賑わいの拠点	南池袋公園 境界	○屋外広告物を設置する場合は、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。 ○中池袋公園からの空間の広がりに影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出広告の掲出を控える。
		Hareza池袋 境界	○屋外広告物を設置する場合は、横丁の風情を創出する意匠となるよう工夫する。 ○隣接する建築物と広告物の位置や大きさ等を揃え、横丁のスケールに調和した表示とする。
	個性ある境界	小路境界	○屋外広告物を設置する場合は、横丁の風情を創出する意匠となるよう工夫する。 ○隣接する建築物と広告物の位置や大きさ等を揃え、横丁のスケールに調和した表示とする。

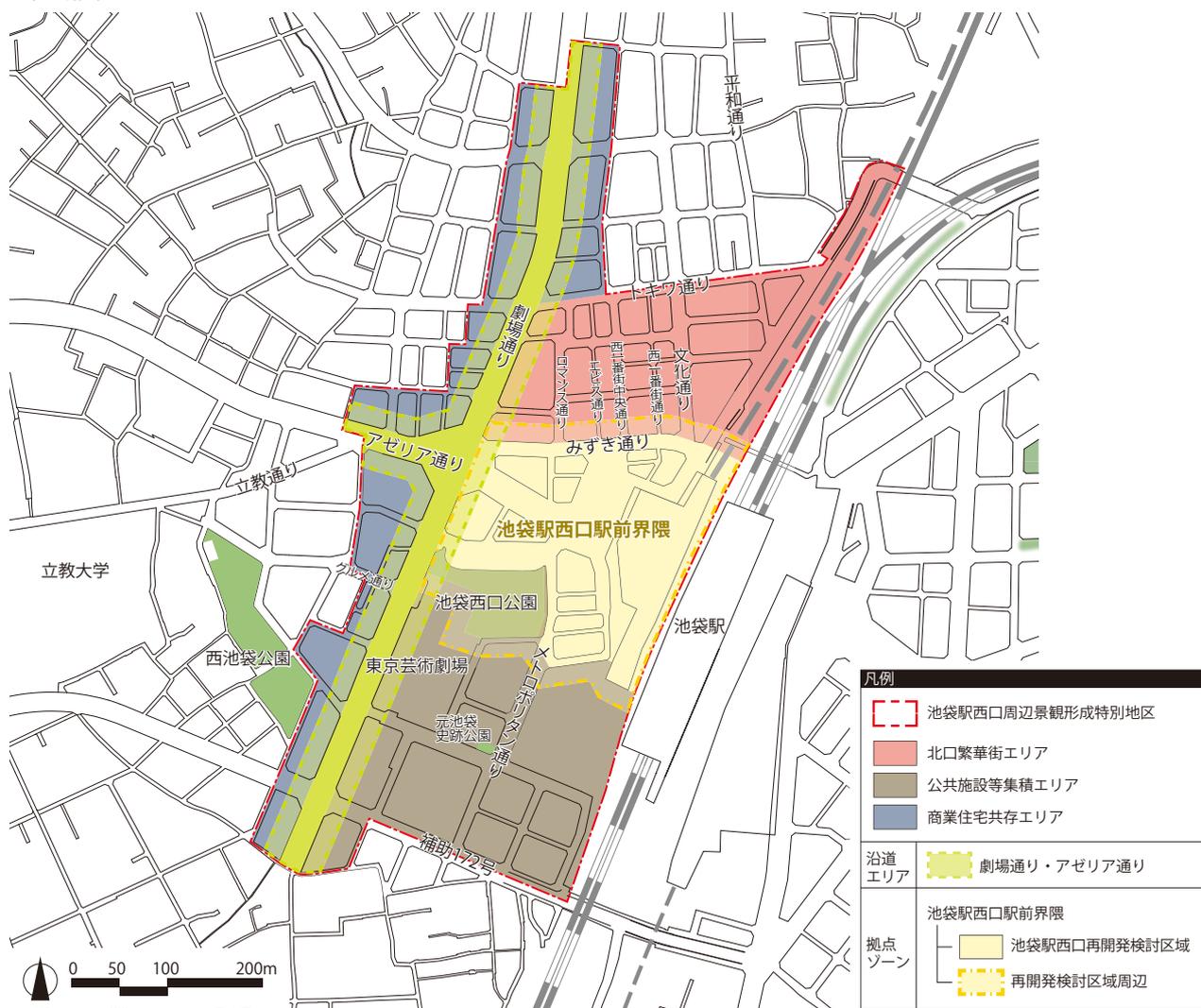
■屋外広告物の配慮イメージ (グリーン大通り)



④ 池袋駅西口周辺景観形成特別地区

- ・ 駅前を除く周辺区域を建築物等の特性に応じて「北口繁華街エリア」「公共施設等集積エリア」「商業住宅共存エリア」の3つに区分し、各エリアの景観形成基準を適用します。
- ・ これらの区域の中で、劇場通り及び五差路以西のアゼリア通りに沿った区域を「劇場通り・アゼリア通り」沿道エリアとし、これらの通りに面する敷地すべてに本エリアの景観形成基準を提供します。
- ・ 再開発が計画されている駅前周辺は「池袋駅西口駅前界限」拠点ゾーンとし、池袋駅西口再開発検討区域及び同区域に面する敷地（道路を介して面する場合を含む）のすべてに「池袋駅西口駅前界限」の景観形成基準を適用します。

■ 区域図



地区の考え方

- 屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとします。
- 建築物の壁面を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図ります。
- 屋外広告物に類似した窓面の内側からの掲出についても、建築物全体の色彩・意匠及び周囲の街並みとの調和に配慮します。

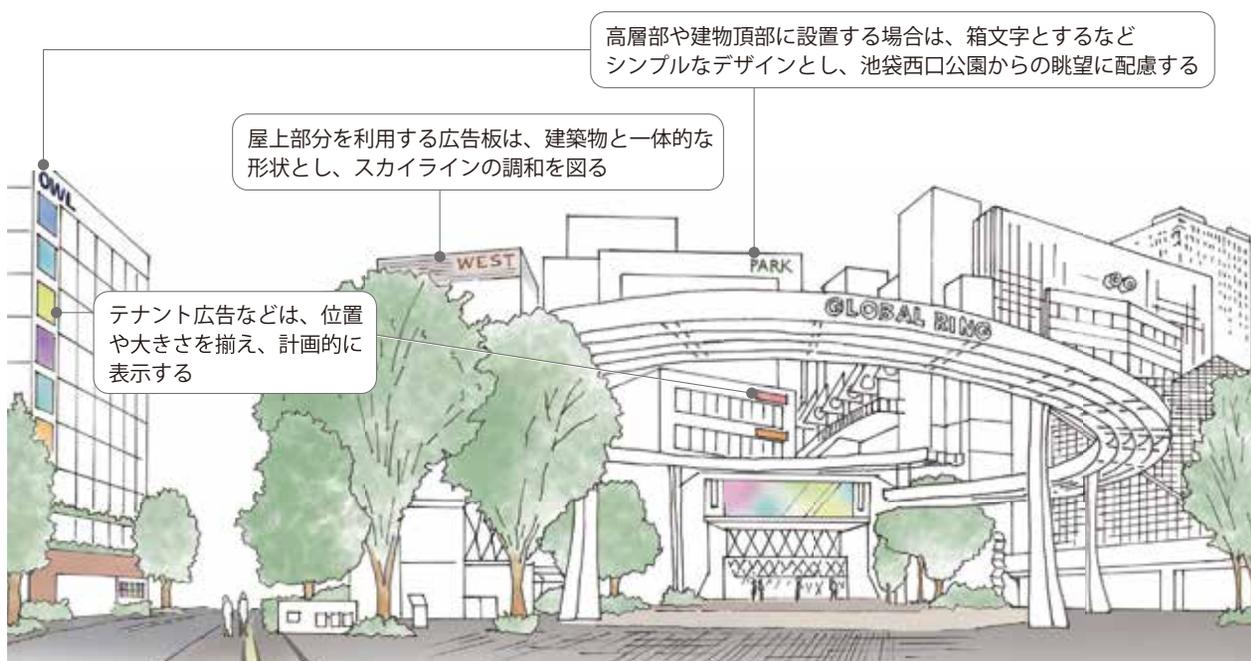
豊島区景観計画に基づく屋外広告物の表示等の配慮事項

豊島区景観計画では、池袋駅西口周辺景観形成特別地区の区域内のエリア・ゾーンの特性に応じて、以下の事項に配慮するものとしています。

〈表示等の配慮事項〉

池袋駅西口周辺			沿道エリア	拠点ゾーン	
北口繁華街エリア	公共施設等集積エリア	商業住宅共存エリア	劇場通り・アゼリア通り	池袋駅西口駅前界限	
				池袋駅西口再開発検討区域	再開発検討区域周辺
<p>○建築物の屋上部分や高層部に屋外広告物を設置する場合は、周辺からの眺望を想定し、色彩・意匠及び表示位置に配慮する。</p> <p>○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。</p> <p>○デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する場合は、建築物新築時に計画した低層部への設置を基本とし、交差点での表示や屋上への設置は控える。また、継続的に質の高いコンテンツの維持管理が可能な計画とする。</p> <p>○デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する際は、夜間に輝度を落とすなど、周辺の照度に対して極端に明るくならないよう、適切に設計・管理する。</p> <p>○照明を用いる場合は、不快なまぶしさを生じさせないように明るさや方向に配慮し、点滅や動きのある表現を控える。</p>					
<p>○店舗看板等の掲出位置や大きさを揃えるなど、広告物を活用してにぎわいの連続性を創出する。</p> <p>○一方で、過度に存在感を主張する表示とならないよう、親しみやすい規模や適切な色数、情報量等に配慮し、にぎわいの中にも秩序が感じられるよう計画する。</p>	<p>○屋外広告物は、過度に存在感を主張する規模とならないよう配慮するとともに、街並みの連続性や建築物との調和に配慮した色彩・意匠とする。</p> <p>○住居系の建築物と隣接する場合は、発光する広告物を避け、照明を用いる場合は電球色～白色系（色温度5,000K以下）の光色とするとともに、明るさや方向、点灯時間に配慮する。</p>	<p>○屋外広告物は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。</p>	<p>○屋外広告物は、過度に存在感を主張する規模とならないよう配慮するとともに、低層部に集約し、中高層部は品格ある街並みの表情となるよう配慮する。</p> <p>○突出広告を設置する場合は、長大な形状や反復表示を避け、集約化を図る。</p>	<p>○屋外広告物は、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。</p> <p>○屋外広告物は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。</p> <p>○池袋西口公園からの見え方に配慮し、劇場空間の演出に影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出広告の掲出を控える。</p>	

■屋外広告物の配慮イメージ（池袋駅西口駅前界限）



豊島区景観形成ガイドライン[屋外広告物編]
(池袋駅東口周辺景観形成特別地区
池袋駅西口周辺景観形成特別地区 追録編)

令和 4 (2022) 年6月

編集・発行 豊島区都市整備部都市計画課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電話 03-3981-1111(代表)
E-mail A0022603@city.toshima.lg.jp